

ことぶき指定居宅介護支援事業所運営規程

(目的)

第 1 条 社会医療法人仁愛会（以下「当法人」という）が開設することぶき指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者及び加齢に伴い介護が必要な状態となった者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ことぶき指定居宅介護支援事業所
- 二 所在地 沖縄県浦添市伊祖四丁目 1 6 番 1 号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
- 二 介護支援専門員 6 名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 事務職員 1 名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までを営業日とする。
ただし、祝祭日及び12/30～1/3に当たる営業日は除く。
- 二 営業時間 8時30分～17時30分までとする。
ただし、必要に応じて24時間緊急時連絡体制を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族等に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に必要な重要事項を説明し同意を得る。

2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅介護サービス計画書は利用者の意向を基本として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得る。

3 事業所は、介護支援専門員に身分を証する書類を携帯させ初回訪問時、又は利用者から求められた時はこれを提示すべき旨を指導する。

4 事業所は、要介護認定の更新の申請は、現在の要介護認定の有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対し必要な援助を行う。

5 事業所は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

I 居宅介護サービス計画の作成

1 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に当り、当該地域における指定居宅サービス事業者などに関するサービスの内容、利用料の情報を公平に利用者及びその家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求める。

2 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に当り、居宅サービス計画ガイドライン方式等に基づく課題分析票を用いて、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス、その置かれている環境などの評価を通じて利用者が抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握する。

3 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握については、利用者の居宅を可能な限り速やかに訪問し、利用者及びその家族と面接を行う。この際、面接の趣旨を十分に利用者及びその家族に対し説明し理解を得る。

4 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望ならびに利用者について把握

された課題に基づき、居宅介護サービス計画の原案を作成する。

5 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の作成に当り、利用者の生活全般を把握する観点から、介護給付等対象サービス以外にも、市町村保健福祉サービスまたは医療サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスなどの利用も含めて計画に位置づける。

6 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画の原案で予定されたサービス事業者を、サービス担当者会議に招集し、当該居宅介護サービス計画の原案の内容についてサービスを調整する。同時に、専門的な見地から意見を求める。

7 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画に位置づけたサービスを保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料などについて、利用者またはその家族に対して説明し、実施予定の居宅介護サービス計画書を提示し同意を得る。

8 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけされた訪問介護等の回数の中に同一の指定居宅サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき書面にて利用者又は家族に十分説明し、理解したことについて利用者から同意を得なければならない。

II サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

1 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅介護サービス事業者などとの連絡を継続的に行うことにより、居宅介護サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての課題の把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者等との連絡調整等を行う。

2 介護支援専門員は、上記の把握を行うため、定期的に利用者及びサービス事業者を訪問するものとする。

III 介護保険施設の紹介等

1 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になったと認める場合又は利用者及びその家族が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を図る。

2 介護支援専門員は、病院や介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、

あらかじめ、居宅介護サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用者に対する情報開示等)

第8条 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、サービスの選択に必要な重要事項などを見やすいところに掲示あるいはいつでも閲覧できるようにファイル等に整理しておく。

2 利用者は、事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できる。(重要事項説明書、契約書、アセスメントシート、居宅サービス計画書 第1表～第7表) 事前に申し出があれば当該利用者に関する書類の複写物の交付を希望により受けることができる。

3 事業所は、利用者からの申し出があった場合、及び利用者が他の居宅介護支援事業者への変更を希望する場合には、当該利用者に対し直近の居宅介護サービス計画及びその実施状況に関する情報を提供する。

(指定居宅介護支援等の利用料及び支払い方法)

第9条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の実施地域 無料

二 通常の実施地域以外 500円＋有料自動車道路料金の実費

3 費用の支払いを求める場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明し了解を得る。

4 指定居宅介護支援の利用者等は、事業所の定める期日までに、利用料等を現金又は口座振込にて事業所へ支払う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業所実施地域は、浦添市、宜野湾市、区域とする。

(秘密保持等)

第11条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する旨を従業者に徹底する。

2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合には、利用者又は家族の同意を事前に得る。

3 事業者は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密

を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等必要な措置を講ずる。

(事故発生時対応)

第 13 条 当法人は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の保管)

第 14 条 事業所は、この事業を行うため、居宅介護サービス計画、サービス調整会議等、指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を、完結の日から 5 年間保管しなければならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第 15 条 事業所及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(認知症ケアについて)

第 16 条 事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取り組みをおこなうものとする。

2 利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。

3 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する。

(高齢者虐待の防止)

第 17 条 事業所は、虐待又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者へ周知を図る。

3 事業所における虐待防止の予防のための指針を整備するものとする。

4 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施するものとする。

5 4に掲げる措置を適切に実施するための担当者をおくものとする。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第18条 事業所は感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じるものとする。

2 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置するものとする。

3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとする。

4 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施するものとする。

（業務継続計画の策定）

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を変更するものとする。

（その他）

第20条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るために研修会の実施等業務体制を整備する。

1 採用時研修：採用後3ヶ月以内

新人職員研修（年1回）

県介護支援専門員連絡協議会への参加

浦添市介護支援専門員連絡協議会への加入及び参加

面接技術関連研修

アセスメント関連研修

介護保険制度関連研修

その他技術関連研修

- 2 継続研修：定期事務所内研修及び県内外の研修への参加
県介護支援専門員連絡協議会への参加
浦添市介護支援専門員連絡協議会への加入及び参加
面接技術関連研修
アセスメント関連研修
介護保険制度関連研修
その他技術関連研修
虐待に関する研修
権利擁護に関する研修
認知症ケアに関する研修
感染症に関する研修
介護予防に関する研修
ハラスメントに関する研修
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、当法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は平成 12 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は平成 13 年 7 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 14 年 7 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 18 年 4 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 18 年 12 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 19 年 6 月 21 日より改正施行する。
- この規程は平成 19 年 12 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 20 年 1 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 21 年 6 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 21 年 7 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 21 年 10 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 26 年 5 月 1 日より改正施行する。
- この規程は平成 27 年 3 月 1 日より改正施行する。
- この規定は平成 30 年 3 月 19 日より改正施行する。
- この規定は令和 3 年 4 月 1 日より改正施行する。
- この規定は令和 3 年 12 月 1 日より改正施行する。

この規定は令和 6 年 2 月 20 日より改正施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 1 日より改正施行する。